

教員の長時間労働改善は待ったなし！

7割が過労死ライン超えの異常

いま日本の教育の現場では、多くの教職員が過労死ラインを超える長時間労働を強いられています。文科省の2016年「教員勤務実態調査」では、1週間に60時間以上働いている教員は、小学校で33.5%、中学校で57.6%となっています。週60時間は月80時間以上の時間外労働をしていることになり、過労死ラインを超える過酷な長さです。しかも、このデータは学校内だけの数字です。自宅への持ち帰り残業は、1週間に小学校は約5時間、中学校は約4時間。これを加えると、週60時間以上労働の過労死ラインを超える人の割合

産業別1週間60時間以上の割合	
建設業	13.1%
製造業	8.3%
情報通信業	10.2%
運輸業、郵便業	22.7%
卸売業、小売業	13.4%
金融業、保険業	7.4%
飲食店	28.4%
医療業	7.5%
国家公務員	8.7%
地方公務員	10.9%
小学校教諭	57.8%
中学校教諭	74.1%

は、小学校教員57.8%、中学校教員74.1%にもなります。この異常さは、他業種と比べるとよくわかります。週60時間という過労死ラインを超えて働く人の割合は、ブラック企業として大きく批判をされたワタミなどを含む飲食店業界が28.4%、ハードワークが多い運輸業・郵便業でも22.7%です。国際的にみてもOECD34カ国中ずば抜けています。日本の教員の長時間労働は異常です。

休憩時間なし、残業代も出ない

法律では45分以上の休憩時間をとることが定められていますが、授業の合間の休み時間も給食の時間も先生は子どもと係り、休憩できません。教員の給与特別法では、月額給料の4%を教職調整額として支払うが、どれだけ残業しても手当なしと決められています。学校現場では、労働基準法などのルールが破壊されています。

改革の核心は教員定数の抜本増

小学校教員は1日当たり4時間25分の授業をしています。国は教員定数を算定するのに「1時間の授業に1時間程度は準備が必要」という考え方をとっています。とすると、授業と授業の準備だけで、教員の勤務時間7時間45分を1時間以上も超えています。これは、いまの教員定数と学習指導要領が、教員の勤務が勤務時間内に収まらないことを前提とした設計となっていることを示しています。杉本県議は、「教員の働き方改革をいうなら、ここを改革しなければならない。すなわち、教員の抜本増で教員の授業時間数を減らすことが一番に求められている」と強調しました。

ところが、安倍政権は、4年連続で教育予算を削り、教員の抜本増に背を向け続けています。35人学級の促進も止め



ました。教員定数増と少人数学級の推進のためには、安倍自公政権を変えることが必要です。

部活動・学力テスト・研修の改善を

県内すべての中学校で「原則として全教員が部活動顧問にあたる」としています。放課後だけでなく、朝練習、土日出勤もあります。杉本県議は、「部活動は教育課程外の生徒の自主的・自発的活動と位置付けられており、過熱する部活動の再検討が必要。休養日2日以上、平日2時間以内などの県が示す改革の基準は20年以上前から示されてきたが、実現していない」と指摘し、部活動の改善を求めました。

全国学力テストがおこなわれるのは毎年4月。新しい学年や学級になったばかりでただでさえ忙しい時期で、教員の多忙化に拍車をかけています。杉本県議は、「滋賀県の学び確認テストという名の学力テスト対策も見直すべきだ。また、教育委員会による研修や報告書提出の改善・簡素化も求められている」と指摘しました。

教員の働き方改革は教育をよくする課題

「教師は労働者であるとともに、子どもの教育に直接責任を負う教育の専門家」です。教員の働き方改革というのは、労働者の命と健康を守る取り組みであるとともに、教員が授業準備と子どもに向き合うことに全力にあたるようにして、子どもの教育をよくする課題ということになります。教員定数の抜本増、給特法の改正、臨時教員の正規化、学校の職場に労働基準法などの労働のルールの確立が必要です。

疑惑の政治は許せません！

近江八幡市の

地元事業者無視の不公正入札を追認するな

3月7日の県議会予算特別委員会全体質疑で杉本県議は、2018年度滋賀県予算に計上されている心身障害児者施設整備費補助の対象となっている、近江八幡市での県外社会福祉法人の問題をとりあげました。

疑惑の公募！県外法人ありきの障害者施設整備

近江八幡市は、廃止された安土健康づくりセンターがある市有地を30年間無償貸与、施設も無償譲渡、老朽している部分は市費で解体、国・県の補助金だけでなく市も補助を出すという破格の優遇で心身障害者施設整備事業の公募（入札）を昨年7月におこないました。公募の1年前から岡山県倉敷市の社会福祉法人「三穂の園」と協議を重ねながら、地元の社会福祉法人等へは公募まで情報を知らせない。20日間の公募期間と「2億円の整備事業を1社で」という条件は、地元の事業者の応募を不可能とするものでした。結果、「美穂の園」しか応募がなく、ここに決定。明らかに、地元の事業者を排除し、「三穂の園」とゆ着して事をすすめていました。これは、滋賀県版森友加計疑惑とも言えるものです。

地元の社会福祉法人等は怒り心頭

地元の社会福祉法人の関係者は、市のやり方にカンカンに怒っています。近江八幡市障害児者地域自立支援協議会は以前から「通所作業所2カ所、グループホーム2カ所の整備に向けて早急に取り組む必要がある」とし、法人の将来構想などの情報を共有し、国庫補助申請の優先順位まで法人間で調整しています。にもかかわらず、近江八幡市はこの人々たちと旧安土健康づくりセンターでの整備事業の情報を共有せず、県外の一法人と秘密の協議を重ねていた…全くひどい話です。

それでも滋賀県は補助金を出す！？

昨年9月末に「美穂の園」から申請書が出され、県が補助対象として予算に計上する本年2月までの間に、近江八幡市議会で公募の疑惑が指摘され、日中活動事業所等連絡会議が市長に抗議し、テレビが疑惑の報道をするなどの動きがありました。にもかかわらず、県は「協議書（申請書）

が整っているから」と補助対象に選定しました。ちなみに、来年度のこの事業への申請数は30件（3法人を選定）で、県外法人は1社だけです。

杉本県議は、「市の公募に疑惑があり、地域の社会福祉法人を置き去りにしている、でも協議書が立派だから補助金を出す。あまりにも無策で判断力がない。県政の質が問われている。『問題があるから、とりあえず来年度は見送る』というくらいの判断をすべきだ」と知事に迫りました。知事は、「議会で認めていただければ予算を執行する」と答弁しました。この予算を認めたら県議会の見識も疑われます。

国から市まで市民不在の疑惑だらけ

森友疑惑では首相夫人らの関与を隠すために公文書改ざんの犯罪を犯していました。甲賀市では昨年10月の衆院選滋賀4区の開票で約400票の白票を水増し。国から市に至るまで民主主義の根底を破壊する前代未聞の異常事件が続発しています。

彦根市では市役所の耐震補強・増築工事の契約で、市と業者の間で一部工事（約10億円）を行わない「裏契約」。工事契約に関して「予定価格その他の条件変更はできない」と定める地方自治法違反です。副市長が辞任し、議会が百条調査委員会を立ち上げ。市長が「知らなかった」というのはありえないことで、その責任は重大です。

長浜市では、週刊誌が市長の「公的愛人支援」を報道。市民からは「こんな記事がでるのは恥ずかしい。長浜市から引っ越したい」。全国からは「なぜ選んだ」と長浜市民を批判する声が出されています。報道が事実なら市長失格です。「事実無根」なら、名誉毀損や損害賠償等の徹底した法的措置を直ちにとることが、市民への責任です。

予算委員会で杉本県議は「近江八幡、彦根そして長浜。県内に疑惑が渦巻いている。近江八幡市の不公正公募を追認するのはやめ、見識を示せ」と知事に迫りました。



杉本県議が知事に要求

生活保護改悪中止を国に求めよ

安倍政権は生活保護基準を引き下げます。5年前の引き下げを合わせると、総額で1100億円もの引き下げになり、圧倒的多数の生活保護世帯が削減となります。

生活保護は、制度を利用している人だけの問題ではなく、今の日本では倒産、失業、病気、家族介護などで職を失えば、誰もが貧困に陥っておかしくない状態におかれています。

また、生活扶助基準の引き下げは、住民税、保育料、介護保険料、就学援助、最低賃金などに連動し、広範な国民

の生活に重大な影響を与えます。

昨年末で滋賀県内では約8200世帯11,000人が生活保護を受けています。安倍政権による無慈悲な生活保護の連続削減はこの人たちに大きな影響をもたらします。杉本県議は「政府に生活保護改悪中止を求めよ」と迫りました。知事は「現時点で中止を求める考えはないが、影響の把握に努め、必要がある場合には、国に対して、その実態等を伝えたい」と答弁しました。